

令和4年度日本学生支援機構大学院博士課程における採用時返還免除内定候補者の募集について

この制度は、日本学生支援機構大学院第一種奨学生「特に優れた業績による返還免除」の候補者としてあらかじめ内定することができます。

内定者になった場合、特に優れた業績による返還免除制度において求められる優れた業績を博士後期課程相当在学中にあげることができれば、正式に返還免除候補者となることができます。

今年度の申請にあたっては以下のとおりとなりますので、申請希望者は申請書類を取り揃え、期限までに対応のエリア支援室学生支援・大学院教務まで提出してください。(※従来の貸与終了時に申請する返還免除候補者推薦制度は引き続き実施します。)

1. 制度実施学術院

全学術院

※ただし学術院により選考時の評価項目が異なります。評価項目によっては申請書類も異なりますので、「【別紙】学術院別評価項目確認表」を確認してください。

2. 申請対象者

令和4年度に博士後期課程、3年制博士課程、一貫制博士課程（医学の課程）1年次に入学、又は一貫制博士課程3年次に進級し、第一種奨学生として採用された者

注1) 令和4年度中に実施される第一種奨学生における全ての採用種別（在学定期採用、緊急採用、秋入学採用、臨時採用）の採用者が対象となります。「在学定期採用の採用者」には、「令和3年度予約採用候補者推薦により採用された奨学生」及び「一貫制博士前期課程相当から一貫制博士後期課程相当に進級した奨学生」も含まれます。

注2) 一貫制博士課程の者は博士後期相当分（3年次）への進級者のみ申請することができます。

注3) 第一種奨学生（海外大学院学位取得型対象）及び第一種奨学生（海外協定派遣対象）の採用者は対象となりません。

3. 申請書類

【提出必須】

- 令和4年度 博士課程進学に伴う採用時返還免除候補者に係る申請書（様式2）
本学ホームページ（<https://www.tsukuba.ac.jp/campuslife/support-scholarship/jasso/>）からダウンロードしてください。

【評価項目別提出書類】（【別紙】学術院別評価項目確認表 参照）

- 博士前期課程相当の成績証明書 学術院が標準評価項目②を選択する場合
- 博士前期課程相当の研究群長等からの推薦書（作成については「[博士前期課程相当の研究群長等からの推薦書作成例]」参照） 学術院が標準評価項目③を選択する場合
- 博士前期課程相当での業績に係る書類 学術院が標準評価項目④を選択する場合

※申請について、上記【評価項目別提出書類】を提出しなくても、【提出必須】の申請書（様式2）を提出することにより申請が可能です。

ただし、所属の学術院が標準評価項目の②、③、④のいずれかを選択している場合、その項目における【評価項目別提出書類】の提出がないときは、選考時にその項目について評価されません。

4. 書類提出期限

令和5年1月10日（火）

5. 書類提出先

対応支援室 学生支援・大学院教務 （詳しくは「【別紙】学術院別評価項目確認表」を参照してください。）

6. 留意事項

- ・「人間総合科学研究群医学学位プログラム」に医学部（群）から進学した場合には、この制度における博士前期課程相当とは学部（学群）を指すという解釈で差し支えありません。
- ・仮に内定者に認定された場合でも、以下の場合は内定者の身分が取り消されます（内定取消）。
 - (1) 貸与期間中に奨学規定第19条第2項または第21条第1項に定める奨学生の交付に係る「停止」または「廃止」の処置を受けた場合
 - (2) 貸与期間終了年度の返還免除候補者として推薦を行うまでの間に修業年限内で課程を修了できなくなった場合
(例) 貸与期間中に留年には至っておらず「廃止」または「停止」の処置を受けていないが、貸与期間終了後に学業不振により修了予定期が延期または学位取得前に退学となる等
- ・その他制度に関する情報は日本学生支援機構ホームページをご確認ください。
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/gyosekimenjo/tetsuduki/naitei.html>

令和4年 11月16日
学生部学生生活課（経済支援）